

# 令和 8 ・ 9 年 度 宮 城 県 建 設 関 連 業 務 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 の 御 案 内

令和 7 年 8 月  
宮 城 県

令和 8 ・ 9 年度における宮城県が発注する建設関連業務についての入札参加資格審査申請の受付を下記により実施しますので、希望する方は申請願います。

なお、申請に当たっては、あらかじめ次の事項について御了承願います。

- ① この審査の結果、宮城県の建設関連業務入札参加資格が承認された事業者については、登録内容を公表いたします。
- ② 情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示する場合があります。

記

## 建設関連業務入札参加資格等審査申請要領

### 1 申請資格

建設関連業務の業種ごとに必要な登録を受けている者で、次の各号のいずれにも該当しない者

- (1) 契約を締結する能力を有しない者（契約締結のために必要な同意を得ている被補助人、被保佐人又は未成年者を除く。）、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当し、入札参加資格の取消が通知された日から 3 年以内で知事が定める期間において、入札参加登録の資格を失っている者
- (3) 建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の別表第一の左欄に掲げる業務の種類に応じ、同表中欄に掲げる法令等の規定による登録を受けていない者（表「業種ごとに必要な登録」参照）
- (4) 契約の種類及び金額に応じ、経営の規模及び状況からみて債務不履行のおそれがあると認められる者
- (5) 都道府県税に未納がある者
- (6) 消費税及び地方消費税に未納がある者

### ○業種ごとに必要な登録

| 業種            | 法令等の登録                                                     | 部門                                                                                                                                           |
|---------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測量            | 測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）<br>第 5 5 条の規定による登録                | 公共測量 その他                                                                                                                                     |
| 建設<br>コンサルタント | 建設コンサルタント登録規程<br>（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 7 号）<br>第 5 条の規定による登録 | 河川、砂防及び海岸・海洋 港湾及び空港 電力土木 道路<br>鉄道 上水道及び工業用水道 下水道 農業土木<br>森林土木 水産土木 造園 都市計画及び地方計画 地質<br>土質及び基礎 鋼構造及びコンクリート トンネル<br>施工計画・施工設備及び積算 建設環境 機械 電気電子 |
| 地質調査          | 地質調査業者登録規程（昭和 5 2 年建設省<br>告示第 7 1 8 号）第 5 条の規定による登録        | 土質調査 岩盤調査 物理探査 試験・計測 その他                                                                                                                     |
| 補償<br>コンサルタント | 補償コンサルタント登録規程（昭和 5 9 年建設省<br>告示第 1 3 4 1 号）第 5 条の規定による登録   | 土地調査 土地評価 物件 機械工作物<br>営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償                                                                                               |
| 建築設計          | 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）<br>第 4 ・ 5 条の規定による登録             | 建築 電気設備 機械設備 耐震診断                                                                                                                            |

## 2 受付期間

- ・下記の受付日程表に記載された日程にて、**全て書面審査**による受付となります。対面での審査は行いません。
- ・参加資格審査の受付を円滑に行うため、誠に勝手ながら受付期間を指定させていただきます。
- ・**事業者ごとに**受付日程を設定していますので、**指定された期間に書類を提出してください。**  
**指定されている受付期間よりも前の受付期間に申請いただいてもかまいません。(連絡不要)**
- ・指定された日程ではどうしても提出できない場合などには、**事前に連絡をお願いします。**
- ・日程表の期間に申請できない場合は、令和8年4月からの入札参加資格登録はありませんので御注意ください。(定時申請終了後、四半期ごとに随時申請を受け付ける予定です)
- ・現在の登録内容を確認されたい場合は、[承認者名簿](#)から御確認ください。

### 令和8・9年度 建設関連業務競争入札参加資格審査定時受付 日程表

#### (1)再申請(更新)分

| 受付期間 |                           | 対象事業者(承認番号別)                          |
|------|---------------------------|---------------------------------------|
| ①    | 令和7年 9月 1日(月)から同月8日(月)まで  | V001からV100までの事業者                      |
| ②    | 令和7年 9月 9日(火)から同月16日(火)まで | V101からV200までの事業者                      |
| ③    | 令和7年 9月22日(月)から同月29日(月)まで | V201からV250までの事業者、<br>W001からW050までの事業者 |
| ④    | 令和7年10月 3日(金)から同月10日(金)まで | W051からW150までの事業者                      |
| ⑤    | 令和7年10月17日(金)から同月24日(金)まで | W151からW250までの事業者                      |
| ⑥    | 令和7年10月30日(木)から11月6日(木)まで | W251からW350までの事業者                      |
| ⑦    | 令和7年11月10日(月)から同月17日(月)まで | W351からW450までの事業者                      |
| ⑧    | 令和7年11月20日(木)から同月27日(木)まで | V251以降の番号の事業者、<br>W451以降の番号の事業者       |

#### (2)新規分(申請日時時点で宮城県の入札参加登録がない事業者)

| 受付期間                       | 対象事業者                       |
|----------------------------|-----------------------------|
| 令和7年9月1日(月)から令和8年1月9日(金)まで | 全事業者(必要書類が揃い次第速やかに申請してください) |

※契約課ホームページに、現在の登録状況など詳しい情報も掲載しておりますので、併せて御確認ください。

## 3 申請書類及び提出方法等

提出方法は原則郵送によるものとしますが、窓口にて書類を受け取ることも可能です。提出先は「6 問合せ・提出先」を参照ください。

なお、窓口にて書類をお預かりする場合、その場で審査等を行いませんので御注意ください。

また、申請受付後、入力票の写しを申請者宛て受付控として送付します。申請書類の收受確認及び受付控の送付はこちらによるもののみとし、書類の到達確認及び審査の進捗確認等の問合せには一切お答えできませんので御了承ください。申請書類がこちらに届いたか確認を行いたい場合は、あらかじめ書留郵便等の追跡確認が可能な郵便にて送付いただきますようお願いします。

「記載の注意点 (P.7)」及び記入例等を御確認の上、書類を作成してください。審査基準日は、申請日の直前の営業年度(当該年度の決算が確定していない場合は、その前営業年度)の

終了日とします。ただし、法令に基づく登録で財務諸表の提出を義務付けられている場合は、国への現況報告書等の受付が完了しているもので最新のもの（複数業種を申請される場合で、業種によって受付が完了していないものがある場合は完了しているものに合わせることを）を基準とします。

なお、職員及び技術者の数については、申請日現在に常勤している者を記載してください。

# ① 申請書類

○ファイルに綴じるもの（該当する書類を、No.1～19の順に綴ってください。）

| 全 業 種 共 通 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |     |     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 1         | 建設関連業務入札参加資格申請 受付整理票（チェックリスト）<br>＊契約課ホームページからダウンロードして作成してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 原本  | 全業者 |
| 2         | 建設関連業務競争入札参加資格承認申請書〔様式第1号〕<br>＊契約課ホームページからダウンロードして作成してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 原本  | 全業者 |
| 3         | 委任状〔別紙2〕<br>＊契約課ホームページからダウンロードして作成してください。<br>・宮城県と行う全ての取引（見積・入札・契約締結等）を、本店以外の支店等（受任機関）に委任する場合に必要です。<br>・本店または受任機関のどちらで登録するかは、 <b>業種ごとに選択</b> できます。                                                                                                                                                                                                                                                  | 原本  | 該当者 |
| 4         | 誓約書〔様式第1号の3〕<br>＊契約課ホームページからダウンロードして作成してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 原本  | 全業者 |
| 5         | 納税証明書（宮城県税）<br>〔申請日までに納期限が到来した全ての県税に未納がないことの証明〕<br>・宮城県内に、本店、支店、営業所等がある場合（ <u>受任の有無にかかわらず</u> ）に必要です。<br>・宮城県内の各県税事務所で発行（証明日が3か月以内のもの）<br>・内容については、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。<br>・ <u>課税額が0円の場合でも必要です。</u>                                                                                                                                                                                               | 写し可 | 該当者 |
| 6         | 納税証明書（消費税及び地方消費税）<br>〔種類：「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか。申請日までに納期限が到来した消費税及び地方消費税に未納がないことの証明〕<br>・本店所在地を管轄する税務署で発行（証明日が3か月以内のもの）<br>・内容については、本店所在地を管轄する税務署にお問い合わせください。<br>・ <u>課税額が0円の場合でも必要です。</u><br>※国税の納税証明書の交付請求手続きにつきましては、こちらをご覧ください。<br>【e-Tax】国税電子申告・納税システム（イータックス）<br><a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm</a> | 写し可 | 全業者 |
| 7         | 経営規模等総括表〔様式第2号〕<br>＊契約課ホームページからダウンロードして作成してください。（2ページ有）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 原本  | 全業者 |
| 8         | 財務諸表<br>〔法人：「貸借対照表」「損益計算書（※）」「株主資本等変動計算書及び注記表」〕<br>〔個人：「貸借対照表」「損益計算書（※）」〕<br>・直近1年分の営業年度（決算済み）のもの。<br>※ただし、損益計算書のみ前々年分も提出すること。<br>・国（地方整備局）に提出した「財務に関する報告書」「現況報告書」の写しでも可。                                                                                                                                                                                                                           | 写し  | 全業者 |
| 9         | 技術職員名簿〔様式第3号〕（ <b>業種ごとに別業にしてください。</b> ）<br>＊契約課ホームページからダウンロードして作成してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 原本  | 全業者 |
| 10        | 技術職員名簿に記載された技術者の資格を確認できる登録証等<br>（表「資格及び確認資料等」参照（P.8））<br>＊「技術職員名簿」の順に並べてください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 写し  | 全業者 |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| 1 1 | 建設関連業務入札参加資格等審査申請書（付属資料）〔別紙 1〕<br>＊契約課ホームページからダウンロードして作成してください。                                                                                                                                                                                                 | 原本 | 全業者 |
|     | (1) I S O（国際標準化機構）規格の登録証<br>・対象規格は、IS09000 シリーズ、IS014000 シリーズです。<br>・（公財）日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）または J A B と相互承認している認定機関が認定した審査登録機関の認証を取得していることが必要です。<br>・認証取得した営業所及び認証部門は問いません。<br>・申請日現在有効で、初回登録日、更新日及び有効期限が記載されているものが必要です。<br>・登録の詳細については、審査機関に直接お問い合わせください。 | 写し | 該当者 |
|     | (2) みちのく環境管理規格（みちのく E M S）の登録証<br>・認証取得した営業所及び認証部門は問いません。<br>・申請日現在有効で、初回登録日、更新日及び有効期限が記載されているものが必要です。<br>・登録の詳細については、審査機関に直接お問い合わせください。<br>※IS014000 シリーズとの重複加点は行いません。                                                                                         | 写し | 該当者 |
|     | (3) ポジティブ・アクションの推進に係る確認書<br>・宮城県知事の認定したもので申請日現在有効のもの。<br>・令和元年度以降、「女性のチカラを活かす企業」認証制度に基づく宮城県知事表彰を受けている場合は、追加の加点があります。<br>・制度の詳細については、宮城県 環境生活部 共同参画社会推進課 男女共同参画推進班（電話：022-211-2568）にお問い合わせください。                                                                  | 写し | 該当者 |
|     | (4) 障害者雇用状況報告書〔厚生労働省告示様式第 6 号〕<br>・令和 7 年 6 月 1 日現在で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用義務があり、障害者雇用率を達成した事業者のみ提出してください。<br>・公共職業安定所の受付印のあるものに限る（電子申請の場合は、 <u>審査完了</u> がわかるよう状況確認画面等を印刷したものを提出すること）。<br>・制度の詳細については、本店所在地を管轄する公共職業安定所にお問い合わせください。                       | 写し | 該当者 |
| 1 2 | 令和 6 ・ 7 年度 建設関連業務競争入札参加資格承認通知書<br>・更新事業者は全員提出。新規事業者で、過去に登録時（現在有効期限切れ）の通知書がある場合も提出（紛失の場合は不要）。<br>・複数ある場合、最新のもの。<br>・更新事業者で通知書紛失等で用意できない場合、建設関連業務入札参加資格承認者名簿（契約課ホームページに掲載してあります。）の写しで代用可。                                                                        | 写し | 該当者 |

| 申 請 業 種 に 応 じ た 書 類 |                                                                                     |    |     |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| 1 3 測量              |                                                                                     |    |     |
| (1)                 | 「測量業者登録証明書」、「測量法に基づく測量業者としての登録（更新）通知書」または直前の「測量業者登録申請書（第一面・受付済）」のどれか 1 つ            | 写し | 全業者 |
| (2)                 | 直前の「添付書類（ト）（法第 5 5 条の 3 第 6 号）誓約書」<br>＊測量業者登録申請書類のうち測量士の配置についての誓約書                  | 写し | 全業者 |
| (3)                 | 「測量法第 5 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく書類」<br>＊直近 2 年分の測量業者登録申請書類のうち財務に関する報告書            | 写し | 全業者 |
| 1 4 建設コンサルタント       |                                                                                     |    |     |
| 1 5 地質調査            |                                                                                     |    |     |
| 1 6 補償コンサルタント       |                                                                                     |    |     |
| (1)                 | 登録、更新、追加、消除の通知<br>＊直前の現況報告書提出以降に変更があった場合や営業を開始したばかりで、まだ現況報告をしたことがない場合。              | 写し | 該当者 |
| (2)                 | 「現況報告書」<br>＊直近 2 年分の「現況報告書」一式<br>ただし、前々年分は「直前 1 年の事業収入金額」、「財務事項一覧表」が確認できる部分のみの提出で可。 | 写し | 全業者 |

|         |                                                                                                                                                                                                                                         |    |     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----|
| 17 建築設計 |                                                                                                                                                                                                                                         |    |     |
|         | 「建築士事務所登録（更新）通知書」、「建築士事務所登録証明書」または直前の「建築士事務所登録申請書（受付済）」のどれか1つ<br>*直前の登録以降「管理建築士」に変更があった場合、「建築士事務所登録証明書」<br>*業種を受任機関に委任する場合は、上記書類は受任機関のものを提出すること                                                                                         | 写し | 全業者 |
| 18      | 雇用している障害者の障害者手帳<br>・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用義務がない事業者で、障害者を雇用している場合のみ対象となります。<br>・手帳の有効期限等を確認できるよう、表紙を含む全てのページが確認できる形で提出してください。                                                                                                      | 写し | 該当者 |
| 19      | 常勤性を確認できる資料<br>*「技術職員名簿」に記載された技術者と、障害者雇用義務はないが、障害者を雇用している場合、その該当者分。<br>・直前の「健康保険等の標準報酬決定通知書（発行元の印が押印されたもの）」または「住民税特別徴収税額通知書」、「青色・白色申告（個人事業者）」のいずれかを提出してください。<br>・上記資料でのみ確認を行います（個人の健康保険証等では不可）。<br>・「技術職員名簿」の記載順とする等、突合しやすいように整理してください。 | 写し | 該当者 |

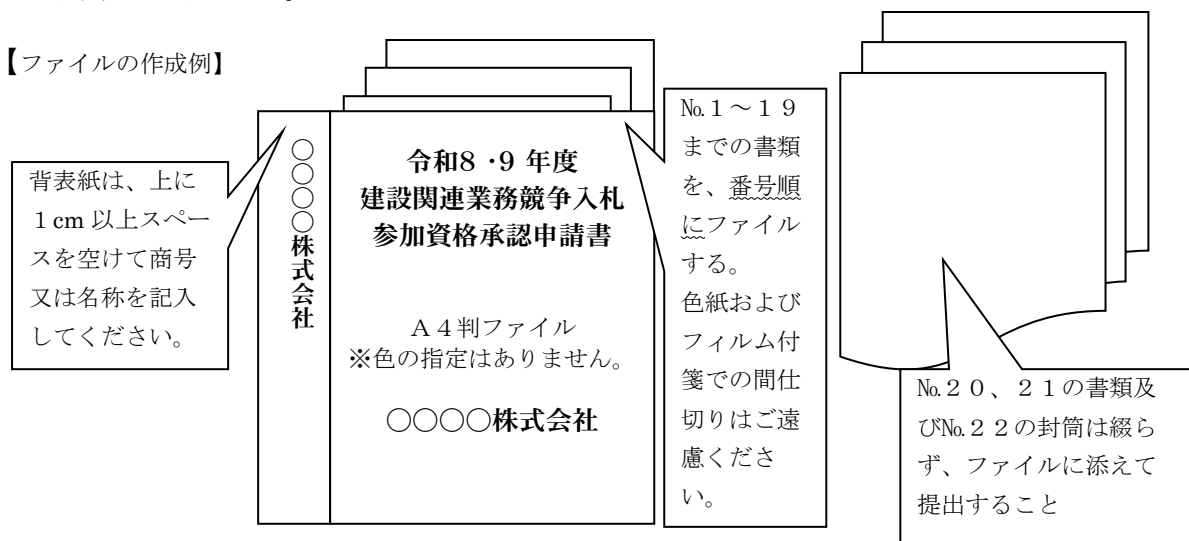
○ファイルに綴じないもの（該当書類を、No.20～22の順に並べて提出してください。）

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------|
| 20 | 建設関連業務競争入札参加資格承認申請入力票（その1）（その2）<br>*契約課ホームページからダウンロードして作成してください。（2ページ）                                                                                                                                                                                          | 原本 | 全業者     |
| 21 | 建築設計業務入札参加資格承認申請追加調書<br>*契約課ホームページからダウンロードして作成してください。                                                                                                                                                                                                           | 原本 | 建築設計申請者 |
| 22 | 返信用封筒（切手貼付）<br>・申請受付後、入力票の写しを申請者宛て受付控として送付します。 <b>長3サイズの封筒に110円切手を貼付</b> の上、返送先を記入したものを提出してください。料金不足の場合は受取人払いでお送りするので御了承ください。<br>・申請書類の收受確認及び受付控の送付はこちらによるもののみとし、書類の到達確認・進捗確認等の問合せには一切お答えできませんので御了承ください。申請書類がこちらに届いたか確認を行いたい場合はあらかじめ書留郵便等の追跡確認が可能な郵便にて送付してください。 |    | 全業者     |

## ② 提出方法

- ・**1部のみ作成し、提出してください。副本の提出は不要です。**
- ・表紙に「令和8・9年度建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」及び「商号又は名称」、背表紙に「商号又は名称」を記入したA4ファイルに綴じ、ファイルに綴じない書類を添えて提出してください。

【ファイルの作成例】



#### 4 入札参加資格の承認

適格と認められる場合には、令和8年3月末に承認番号を付記した「建設関連業務競争入札参加資格承認書」を送付します。

なお、代表者名等に外字及び異体字等が含まれる場合は、登録の際、当課でJ I S規格の文字に置きかえさせていただきます。

#### 5 変更の届出

登録内容に変更があったときは、「建設関連業務競争入札参加資格に係る変更届」（様式第7号）に変更の事実を証する書面を添えてすみやかに提出願います。詳細はF A Qを御覧ください。

定時申請提出時に変更届を同封していただいてもかまいませんが、審査のタイミングで反映までお時間がかかる可能性がありますので、御留意ください。

#### 6 問合せ・提出先

宮城県出納局契約課 管理班

住所 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 数字

電話 022-211-3335/FAX 022-211-3399 E-mail [keiyakum1kanren@pref.miyagi.lg.jp](mailto:keiyakum1kanren@pref.miyagi.lg.jp)

# 記 載 の 注 意 点

## 1 様式第1号「建設関連業務競争入札参加資格承認申請書」関係

- ・業種欄の（本・受）の別は、本店で申請するか、受任機関（見積、入札及び契約締結等の権限を委任する支店等）で申請するか、該当する方を○で囲むこと。どちらで申請するかは、業種ごとに選択可能。
- ・部門欄については、申請する番号を○で囲むこと。
- ・建築設計の登録番号及び登録年月日については、申請する営業所（受任機関で申請する場合は、本店ではなく受任機関）の登録番号等を記載すること。

## 2 様式第2号「経営規模等総括表」関係

### (1) 営業収入実績高

- ・消費税抜きの金額を記入すること。（千円単位）
- ・実績高は24か月分を満たす分を記入すること。
- ・業種別年間平均実績高は小数点以下第1位を四捨五入すること。
- ・現況報告書等で報告した実績高を移記すること。（報告した実績を再分割しないこと）
- ・申請しようとする業種以外の実績については、その他に記入すること。

### (2) 自己資本額

- ・直近の財務諸表から記入すること。（千円単位、千円未満四捨五入）

### (3) 職員の数

- ・申請日現在における組織全体の常勤の者について記入すること。
- ・技術職員数については、表「資格及び確認資料等」に記載のある各資格を所持している者の数を延人数で記入すること。
- ・「その他職員」及び「合計」については、実人数を記入すること（技術職員数は延人数で記載するため、集計しても合計が合わなくて良い）。

### (4) 営業年数

- ・営業を開始した年月は、建設関連業務の営業を開始した年月を記入すること。
- ・営業年数は、申請日の属する営業年度の終了日までの満の年数を記入すること。

## 3 様式第3号「技術職員名簿」関係

- ・申請業種別に作成すること。一枚におさまらない場合は、業種ごとに複数枚作成すること。
- ・片面印刷すること。
- ・常勤職員で申請する業種の加対象資格（表「資格及び確認資料等」に記載されている各業種に対応する資格）がある職員についてのみ、記載すること。
- ・業種をまたいで加点となる資格は、加点を希望する業種の名簿にのみ記載すること。（技術士「建設部門—土質及び基礎」、「応用理学部門—地質」は、建コンと地質調査のどちらか一方でのみカウントする。）
- ・資格による加点は、業種ごとに110点までなので、超える分は記載不要。
- ・技術士については、選択科目名まで記入すること。
- ・資格を証する書類（登録証の写し等）は名簿の記載順に並べてください。常勤確認の資料は名簿と突合できるよう任意の番号を振り、その番号を名簿に転記すること。
- ・「常勤確認資料」欄は、職員ごとに提出する常勤確認資料を選択すること。

## 表「資格及び確認資料等」

- ・技術職員名簿〔様式第3号〕に記載できる技術の資格（格付けの加点対象資格）は、下表のとおりです。
- ・資格の種類により、5点、2点に分かれています。
- ・加点の基礎となる数値の上限が、各業種ごと110点ですので、110点を超える分は記載不要です。  
（5点の方で最大22名、2点の方で最大55名まで記載してください。）

| 業種        | 点数 | 資 格                                                                                                                                                                                                                                                                              | 確認資料(写し提出)※下記のいずれか                                                                                             |
|-----------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 測 量       | 5点 | 測量士                                                                                                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・測量士（補）登録通知書</li> <li>・測量士（補）登録証明書</li> <li>・測量士（補）名簿記載事項証明書</li> </ul> |
|           | 2点 | 測量士補                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                |
| 建設コンサルタント | 5点 | 技術士<br>・電気電子部門 ・建設部門 ・情報工学部門<br>・総合技術監理部門（上記部門に限る）                                                                                                                                                                                                                               | ・技術士登録証（総合技術監理部門以外）<br>・技術士登録等証明書<br>※総合技術監理部門は選択科目まで確認する必要があるため「技術士登録等証明書」に限る。                                |
|           |    | 技術士（「 」内の選択科目に限る）<br>・機械部門「機械設計」「機構ダイナミクス・制御」「流体機器」<br>・上下水道部門「上水道及び工業用水道」「下水道」<br>・農業部門「農業農村工学」 ・森林部門「森林土木」<br>・水産部門「水産土木」 ・応用理学部門「地質」<br>・総合技術監理部門（上記部門＋科目に限る）<br><u>※ただし、平成30年度以前に機械部門（「流体工学」又は「交通・物流機械及び建設機械」）、農業部門「農業土木」、または総合技術監理部門（上記部門＋科目に限る）に合格し登録を受けている者は有資格者とみなす。</u> | ・技術士登録等証明書<br>※選択科目まで確認する必要があるため、「技術士登録証」は不可                                                                   |
|           | 2点 | 1級土木施工管理技士                                                                                                                                                                                                                                                                       | ・1級技術検定合格証明書                                                                                                   |
|           |    | 環境計量士（濃度関係）<br>環境計量士（騒音・振動関係）                                                                                                                                                                                                                                                    | ・計量士登録証                                                                                                        |
|           |    | 第1種電気主任技術者                                                                                                                                                                                                                                                                       | ・第1種電気主任技術者免状                                                                                                  |
|           |    | 伝送交換主任技術者<br>線路主任技術者                                                                                                                                                                                                                                                             | ・電気通信主任技術者資格者証                                                                                                 |
|           |    | RCCM                                                                                                                                                                                                                                                                             | ・RCCM登録証                                                                                                       |
| 地質調査      | 5点 | 技術士（「 」内の選択科目に限る）<br>・建設部門「土質及び基礎」<br>・応用理学部門「地質」<br>・総合技術監理部門（上記部門＋科目に限る）                                                                                                                                                                                                       | ・技術士登録等証明書<br>※選択科目まで確認する必要があるため、「技術士登録証」は不可                                                                   |
|           | 2点 | 地質調査技士                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・地質調査技士登録証<br>※有効期限が記載されたカード型のもの<br>・資格登録証明書                                                                   |
| 補償コンサルタント | 2点 | 不動産鑑定士                                                                                                                                                                                                                                                                           | ・不動産鑑定士登録通知書<br>・不動産鑑定士登録証明書                                                                                   |
|           |    | 土地家屋調査士                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・土地家屋調査士登録通知書<br>・土地家屋調査士登録証                                                                                   |
|           |    | 司法書士                                                                                                                                                                                                                                                                             | ・司法書士登録通知書<br>・司法書士登録証                                                                                         |
|           |    | 補償業務管理士                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・補償業務管理士登録証<br>※有効期限が記載されたカード型のもの                                                                              |
| 建築設計      | 5点 | 構造設計1級建築士（1級建築士と重複不可）                                                                                                                                                                                                                                                            | ・構造設計1級建築士証                                                                                                    |
|           |    | 設備設計1級建築士（1級建築士と重複不可）                                                                                                                                                                                                                                                            | ・設備設計1級建築士証                                                                                                    |
|           |    | 1級建築士                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・1級建築士免許証<br>・1級建築士免許証明書                                                                                       |
|           |    | 建築設備士（この資格に限り、有効期限超過のものも認める）                                                                                                                                                                                                                                                     | ・建築設備士登録証<br>・建築設備士登録証明書                                                                                       |
|           | 2点 | 2級建築士（1級建築士と重複不可）                                                                                                                                                                                                                                                                | ・2級建築士免許証<br>・2級建築士免許証明書                                                                                       |
|           |    | 建築積算士                                                                                                                                                                                                                                                                            | ・建築積算士登録証<br>・建築積算士登録証明書                                                                                       |

※特に記載のないものは、カード型または証書型（A4判）のどちらでも可